

「自治基本条例」に係る個別項目の検討

整理番号	項目名
2-1	総則/目的

■項目の趣旨

○条例の主な内容と骨組みを示し、制定の目的を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

資料8、資料9参照

○市民会議の思い

資料10、資料11参照

文章化

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）

【市議会自治基本問題調査特別委員会との意見交換で提示した案】

○ この条例は、本市における住民自治の基本的な理念と住民自治に関する基本的な事項を明らかにし、もって、市民が主体となる自主自立のまちづくりを推進することを目的とする。

■今後の検討課題・論点等

○第16回代表者会の議論の結果を踏まえた上で、目的の整理はこれでよいか。

・目的の規定内容として何を盛り込むか。

ケース1：条例全体の規定内容を形式的・包括的に表現する。

ケース2：条例の中で特徴的な点を明示し、目的の規定をみれば、本市としての条例制定の主旨やその特徴を知ることができるような表現とする。

・条例制定の最終目的は、「市民が主体となる自主自立のまちづくりを推進すること」でよいか。

・（前文と関連して）「住民自治」という捉え方でよいか。

参考：第16回代表者会で確認した制定目的

○自治の基本理念・基本原則、市民主権、市民参画・協働、各主体の権限・責務、市政運営等の「自治」についての基本的な内容を網羅し、体系的・包括的に規定すること。

○新たな自治の仕組づくりを進めていくために、上記について分かりやすく規定し、市民の共通理解を深めること。